

令和4年度浦添市商品券事業運営等業務委託

質問回答書

令和4年6月13日

番号	質疑文書	質問疑義内容	回答事項
1	仕様書 2頁-③-イ	商品券販売対象の市民各世帯への郵送先データについて、貴市からご提供いただける認識でお間違いないでしょうか。	6月7日付の本事業質問回答書の質問番号4と同様の回答となります。
2	仕様書 3頁-(2)	貴市(貴課)で設定されているマイナンバーカード新規取得者の目標数ならびに最新の全体の取得者数をご教示下さい。	仕様書4頁-(2)-①-「1.新規取得者対象商品券(仮称)」に記載のとおり、発行冊数を5,000口としており、新規取得者1人=1口として5,000人を目標としております。 最新のマイナンバーカード申請・交付状況については、R4,5,31現在 申請件数56,685件 申請率49.06% 交付件数47,771件 交付率41.34%となっております。
3	仕様書 3頁-(2)	マイナンバーカード普及促進商品券について、共通店舗商品券(仮称)もしくは、小規模店舗商品券(仮称)のご指定はありますでしょうか。	共通店舗商品券を想定しております。
4	仕様書 3頁-(2)	マイナンバーカード普及促進商品券について、新規取得者対象・既取得者対象の区分は、9月30日時点で有効なカードが手元にあるかどうかを基準として問題ないでしょうか。	マイナンバーカードを9月30日時点で、申請している方を既取得対象者としております。
5	仕様書 4頁-(3)-③	コールセンターに係る設備等は受託者が用意するのとありますが、コールセンターを事務局内に設置する場合は、OA機器・電話回線・通信料等を委託事務費に含めることはできますでしょうか。	ご質問の費用に関して、事務費に含めていただいて問題ありません。ただし、本事業に関係のない費用を事業費として計上することがないよう、適切な経理処理を行うこととします。
6	仕様書 5頁-(5)-②	参加店舗への換金について、金融機関を利用するなど、とありますが、令和3年度は、沖縄県内所定の金融機関を利用した形で	金融機関に関して本市からの指定はなく、受託事業者自身で金融機関を選定しておりました。なお、口座については昨年度同様「無

		参加店舗へ換金分のお振込みをされていましてでしょうか。	利息型口座」で管理することとします。
7	仕様書 5頁-(6)-③	専用ホームページの構築について、ホームページ公開日の日程や期間はどのようにお考えでしょうか。	専用ホームページの公開開始日については、8月中の販売・利用開始に合わせて、市民及び店舗に対する事業周知期間を含めて設定することが望ましいと考えます。 公開終了日についても、利用・換金期間終了後、市民及び事業者に対する周知期間も含めて設定することが望ましいと考えます。
8	仕様書 2頁-5-(1)-②	小規模店舗商品券の利用可能店舗について対象となる業種をご教示いただくことは可能でしょうか？	小規模店舗の対象となる条件については検討中です。 昨年度の条件(コンビニエンスストアを除く店舗面積1,000㎡以内の小売店)の見直しを予定しています。
9	様式第3号 業務実績書	様式3号の金額について、契約金額非公開の自治体を金額部分のみ「非公開」とし、実績として提出してもよろしいでしょうか。	様式3号「実績書」に記載の内容については、契約時に契約書の写しをご提出いただくこととなっているため、契約時に契約書の写しのご提出が可能であれば、契約金額非公開の契約について、非公開としてご提出いただいても構いません。
10		前年度浦添市商品券事業の報告書の情報閲覧は可能でしょうか？	契約締結後、閲覧可能です。
11		前年度浦添市商品券事業の年代別の利用状況のデータ共有は可能でしょうか？	昨年度においては、商品券利用者全体の年代別利用状況については把握できておりません。アンケート協力者に係る年代別利用状況に関して、契約締結後、共有可能です。
12		マイナンバーカード取得率が上位である貴市の取り組みとして、これまでのマイナンバー促進事業で取得率が高まった活動をご教示いただくことは可能でしょうか。	「マイナポイント事業」 「うらそえ応援クーポン券事業」
13		前年度浦添市商品券事業で使用した応募券と引換券のサンプルを共有いただくことは可能でしょうか？	サンプルの貸与は可能です。
14	仕様書	マイナンバーカードの既存取得者の確認方法についてですが、	6月7日付の本事業質問回答書の質問番号2と同様の回答となり

	3頁-5-(2)	事務局側でマイナンバーカードの既存取得者の照合を行う予定ですがその際、マイナンバーカードの既取得者のリストを提供いただけますでしょうか？ もしリストを*提供いただけない場合は貴市の方で、照合頂くことは可能でしょうか？	ます。
15	仕様書 2頁-5-(1)-①、②	共通店舗商品券と、小規模店舗商品券、両方購入可能や、どちらか片方のみとか、セット購入が必要等、現時点での条件、制限等の方針はございますでしょうか？	質問番号 15～17 について以下のとおり回答します。 同一人による共通店舗商品券および小規模店舗商品券の両方の購入や、電子商品券と紙商品券の両方の購入については、可能とする想定です。なお、紙商品券については、昨年度同様、世帯単位での申込を想定しております。また、共通店舗商品券、小規模店舗商品券それぞれの購入についても可能です。 購入数の上限についても検討中ですが、昨年度は以下のとおり実施いたしました。 ・申込時の上限(紙商品券)：一世帯 5 セット(額面 50,000 円) ・販売時の上限(紙商品券)：一世帯 1 セット(額面 10,000 円)
16	仕様書 2頁-5-(1)-③-ウ	「同一人による購入制限(買い占め防止等)の対策を講じること。」とありますが、貴市において1人当たりの購入限度額の目安はございますでしょうか？また紙と電子それぞれの購入制限の指定はありますか？紙・電子を併せた金額の購入制限等の指定等はあるでしょうか？ さらに、購入に関しては、1人の方が紙と電子の両方の購入を申し込むことも可能と考えて問題ないでしょうか。	
17	仕様書 2頁-5-(1)-③	紙商品券の販売に関して、共通店舗商品券・小規模店舗商品券それぞれ一人あたりの購入上限数は一人何冊までの想定はございますでしょうか。	
18	仕様書 2頁-5-(1)-③-イ	応募ハガキ・QRコード付きチラシを市内各世帯へ郵送することを目的に、住民記録台帳データから必要情報をいただくことは可能か？また、データ出力に係る経費は発生するか？	※昨年は申込数が販売数を上回ったため、応募された全世帯が商品券を購入できるよう、販売時に一世帯1セットに限定して販売いたしました。 ※電子商品券については、世帯単位ではなく、市民1人単位での申込とすることを想定しています。 6月7日付の本事業質問回答書の質問番号4と同様の回答となります。 データ出力に係る経費は発生いたしません。

19	仕様書 4 頁 6-(3)-⑤	昨年度実施時のコールセンターに係る入電数をご教示いただきたい。	クーポン券事業・商品券事業合計(R3/7/1~R4/3/31)の対応件数は、4,285 件です。
20	仕様書 5 頁 6-(6)-①	「広報うらそえ」を活用し周知する場合の掲載月はいつを予定しているか?また納品日をご教示いただきたい。	「広報うらそえ」への掲載月についても、提案事項とし、掲載にあたっては市と協議することとします。 担当部署への原稿の提出スケジュールは以下のとおりです。 ①紙面への掲載 ※デザインの依頼を含む場合(原稿・画像のみを提出) →掲載月の 2 か月前の 15 日メ (例:8 月号への掲載の場合は 6 月 15 日メ) ②紙面への掲載 ※デザイン後データ提出の場合 →掲載月の 2 か月前の 20 日メ (例:8 月号への掲載の場合は 6 月 20 日メ) ③広報誌にチラシ等の折り込みを行う場合 チラシ等必要部数を作成し、市内各自治会へ期日までに納品 →該当月の前月の 20 日~24 日頃 ※月により変動します。 (例:7 月号への折り込みの場合は 6 月 20~24 日メ)
21	仕様書 3 頁 5-(2)-②-イ	マイナンバー普及促進と連動した取り組みを実施する目的で、市役所内においてブースをご用意いただくことは可能か?	日程(実施期間)や必要なスペースを確認したうえで、担当部署へ相談することは可能です。詳細は契約時に確認いたします。
22	仕様書 5 頁 5-(8)	経済効果分析結果の測定指標はあるか?	仕様書に記載の分析や効果を確認できる指標とし、提案事項とします。事業効果の説明の際に、分かりやすい指標とすることが望ましいと考えております。